

対象案件	NPO 法人の条例個別指定制度の導入について
意見募集期間	平成 26 年 10 月 1 日(水)から平成 26 年 10 月 31 日(金)まで
担当部署(問合せ先)	企画財政部 行政推進課 電話 011-372-3311 内線 881
意見提出件数	意見提出者数 3 人
	意見提出件数 5 件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
別紙の通り	<p>別紙の通り</p> <p>今後の予定</p> <p>11 月末に開会予定の平成 26 年第 4 回定例会に、指定の基準や手続等を定める条例の提案を行います。</p>

< 別紙 >

番号	提出された意見	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
1	<p>このたびの案件(条例個別指定制度)について、当法人は全面的に賛成いたします。</p> <p>当法人は、障がい児者や高齢者の良質な生活の保障と、そのための必要なサービスを提供するために、約10年前から市内を中心に活動してきました。</p> <p>現在は、障がい者に関する各法や介護保険法に基づくサービス提供が中心で、福祉の一翼を担うことに、自負を持って活動しています。</p> <p>しかしながら、活動の拡大に伴い、スタッフ数も増え、利潤を追求しない NPO の性格と、労働基準法などの労働関係法が適用され、事業の運転資金を含め黒字部分は、一般企業と同じ税率が課せられるなど、板ばさみとなる活動を余儀なくされています。</p> <p>そこで、平成 23 年に『条例個別指定制度』が導入されて以来、北広島市での条例制定を、強く望んでまいりました。この条例ができれば、NPO 法人にとって命綱ともいえる、寄付の活発化が期待できます。実際に当法人でも、税制優遇がないために、寄付を躊躇された事例が何件あります。</p> <p>案にあるスケジュールに沿って、制度が迅速に実施されることを望みます。</p>	<p>条例個別指定制度の導入にご賛同いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>市民が寄附しやすい環境を整え、NPO 法人の活動基盤の強化等を図ることにより、協働のパートナーである NPO 法人の活動の充実を目指すため、条例個別指定制度の導入と適正な運用に努めてまいります。</p> <p>今後の予定については、11 月末に開会予定の平成 26 年第 4 回定例会に、指定の基準や手続等を定める条例の提案を行います。</p> <p>この条例が可決された場合は、NPO 法人からの指定申出の受付を開始し、指定の基準に適合する場合は、控除対象となる NPO 法人を条例で指定するための手続を行います。</p> <p>このため、条例で指定された NPO 法人に対する寄附金については、早ければ、平成 27 年中の寄附、平成 28 年度の個人市民税から、寄附金控除の対象となる予定です。</p>
2	<p>制度の実施に当たっては市民への説明会を計画されているようですが、実施後も折に触れての積極的な PR を、お願いいたします。NPO の力だけでは、なかなか十分な周知ができません。</p>	<p>制度の周知については、制度導入時のみにとどまらず、広く市民や団体等への PR に努めてまいります。</p>
3	<p>今回の案件にとどまらず、個々の NPO の運営や活動に対して、今後も相談やアドバイスをきめ細かくしていただけるよう、担当課、担当者の方、よろしくお願いいたします。</p>	<p>今後も、NPO 法人をはじめとする公益活動団体の活動の充実に資するよう、各種相談等を行ってまいります。</p>

番号	提出された意見	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
4	<p>現在の NPO の実態は、資金的問題・人的問題を抱えて悪戦苦闘しております。その根幹にあるのが、NPO に関する法的規制及び管理にあると思います。</p> <p>NPO が小さな行政として機能することを考えられていますが、実態は個々の団体の自主性に委ねられております。しかし、実質的な経営は資金力の不足や、企画力の欠如によって思うに任せられないのが現状であります。中でも、補助金を得るために、新規性の高い事業を企画しても、その調査や実施に関して時間と費用が掛かります。その費用を得るための補助金であるはずが、実際の活動に使える金額は、NPO の経営には使用できず、事業費でしか使用できない。ゆえに、自己資金が必要になるのだが、係る費用を捻出するには、かなりの苦労を要する。また、社会的意義の仕事であると言っても、活動経費も儘ならない状況では、健全な経営などできるはずがない。しかるに、社会的な志だけではなく、実態に即した活動を目指したものでなければ、継続性が薄れてしまう。</p> <p>自主的な活動を模索するには、自由闊達な発想と行動が必要であることから、資金力の充足を図ることが必定となります。もっとも、市民に提供できる活動が認められなければ、その意義を失い活動も覚束ないことになることから、社会的な意義があり、市民・行政が連携して活動するためには、NPO の体制がゆるぎないものであることが必要であります。</p> <p>NPO の健全な経営を考えた時、支え合いの行為が重要となります。そのためには、広く資金提供者を求め、広義な思考をもって活動することで、NPO の大義が発揮されると思います。</p>	<p>条例個別指定制度の導入にご賛同いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>制度の導入により、NPO 法人に対する市民等の理解の促進が期待されるところであり、協働のパートナーである NPO 法人の活動の充実が図られるものと考えております。</p>
5	<p>当法人は、会員相互の協力の下に、ITに関する幅広い分野で調査研究を行ない、不特定多数の市民や団体を対象に講習・助言・支援・協力等を行い、生きがいづくりや仲間づくり、豊かな生活、健全な街づくりなどを推進し、地域社会における「情報化社会づくり」及び「生活の豊かさの向上」に寄与することを目的として、平成 17 年 2 月に設立したものです。</p> <p>設立以降、平成 19 年 11 月には地域 SNS「しゃべねっと」事業を北広島市から受託し、平成 24 年 6 月からは北広島市の地域情報をインターネット動画で発信し観光や産業の活性化など街づくりに寄与する目的で「きたひろ . TV」事業を市との協働事業として受託し今日に至っております。</p> <p>しかしながら、法人として自主・自立した運営を図るためには、市からの委託費用だけではなく自ら財源を確保することが最重要の課題となっており、市民・団体等が法人の活動を理解され、寄附をいただけるということは財政基盤の強化につながり活動の充実が図られるものと考えます。</p> <p>このことから、個別指定制度の導入により市民・団体等が寄附しやすい環境になるよう是非積極的に進めていただきたいと考えます。</p>	<p>条例個別指定制度の導入にご賛同いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>市民が寄附しやすい環境を整え、NPO 法人の活動基盤の強化等を図ることによって、協働のパートナーである NPO 法人の活動の充実を目指すため、制度の導入と適正な運用に努めてまいります。</p>